

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	森尾電機株式会社			コード	6647
提出日	2025/6/12	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	鎌田 伸一郎	社外取締役	○							△								有
2	堀 勝彦	社外監査役	○													○		有
3	子安 陽	社外監査役	○							△							新任	有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	鎌田伸一郎氏は当社取引先であるセントラル警備保障株式会社を退任され、一般株主との間で利益相反のおそれがないと判断できます。	鎌田伸一郎氏は、鉄道輸送業界及び企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、内部統制やコンプライアンスに関する的確なご助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、社外取締役として選任しております。また、同氏は、上記fに該当するものの、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから独立役員に指定するものであります。
2	該当なし	堀勝彦氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただくため、また、当社の主力営業部門であります鉄道車両業界に関する国内外の精通した知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外監査役として選任しております。そして、同氏は、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから独立役員に指定するものであります。
3	子安陽氏は当社取引先である日本車輛製造株式会社を退任され、一般株主との間で利益相反のおそれがないと判断できます。	子安陽氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただくため、また、当社の主力営業部門であります鉄道車両業界に関する国内外の精通した知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外監査役として選任しております。そして、同氏は、上記fに該当するものの、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから独立役員に指定するものであります。
4		
5		

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。